

岡谷市指定文化財の指定等に関する基準（抄）

平成24年2月1日
岡谷市教育委員会決定

第1 岡谷市指定有形文化財の指定基準（略）

第2 岡谷市指定無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定基準（略）

第3 岡谷市指定有形民俗文化財の指定基準

条例第26条第1項に定める有形の民俗文化財のうち重要なものとは、その形態、製作技法、用法等において、市民の基盤的な生活文化の特色を示し典型的なもので、次に掲げるものとする。

- (1) 衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等、衣食住に用いられるもの
- (2) 農具、養蚕具、林産用具、畜産具、漁猟具、工匠用具、紡績用具、作業場等、生産、生業に用いられるもの
- (3) 運搬具、舟車、旅行具、通信具、運搬施設等、交通運輸、通信に用いられるもの
- (4) 計算具、計量具、看板、鑑札、店舗、市神等、交易に用いられるもの
- (5) 贈答用具、警防用具、刑罰用具、水車、郷倉、若者宿等、社会生活に用いられるもの
- (6) 祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術具、社祀等、信仰に用いられるもの
- (7) 暦類、計時類、ト占用具、医療具、寺子屋等、民俗知識に関して用いられるもの
- (8) 衣装、楽器、面、人形、玩具、舞台、力石等、民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの
- (9) 産育用具、冠婚葬祭用具、産屋、墓石等、人の一生に関して用いられるもの
- (10) 正月用具、節句用具、盆用具等、年中行事に用いられるもの
- (11) 比丘尼石、腰かけ石、十三塚等、口頭伝承の対象物
- (12) 前各号に掲げる有形の民俗文化財の収集で、歴史的変遷、時代的特色、地域的特色、生活階層の特色又は職能の様相を示すもので特に重要なもの

第4 岡谷市指定無形民俗文化財の指定基準（略）

第5 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準（略）

第6 岡谷市指定史跡の指定基準（略）

第7 岡谷市指定名勝の指定基準（略）

第8 岡谷市指定天然記念物の指定基準（略）

第9 岡谷市選定保存技術の選定並びに保持者及び保持団体の認定基準（略）